

特別区の自治権と法定協議会

写真は6月19日午後、大阪市役所で開催された第35回法定協議会(法定協)で、大阪市廃止・特別区設置「協定書案」が可決されたシーン。市役所 P1 会議室で傍聴して、モニター画像から撮ったものだ。何回見ても腹が立ってくる。



私は昨年6月の第24回から法定協を傍聴してきたが、毎回ご一緒するのが木村収先生である。木村先生は大阪市役所で財政局長などを歴任され、その後、大阪市立大や阪南大で教えられてきた。大阪市の行財政について精通され、地方税財政など多くの著書・論文を書かれている。図書館などで毎週のようにお会いして、大阪市の行財政、大阪市廃止・特別区設置などについて貴重な話をお聞きし、意見交換している。

木村先生の論稿が大阪日日新聞6月26日「私の視点」に掲載されている。先生からお聞きしていたが、法定協で可決された協定書案には重大な法的問題があり、大阪府市に「意見」を提出した。その要点をまとめたものが標題「私の視点」である。抜粋して紹介したい。

大阪市廃止には反対の立場だが、住民投票を行うのであれば、せめてその内容は法的に疑問のないものでなければならない。そこで提出した意見のうち、事務分担案に絞ってその論点を示すこととし、協議会の考えが明示されることを期待したい。

第1は、大阪市が廃止・解体されれば、大都市特例はなくなり、特別区の事務分担は、東京都区制度に準じた事務配分となる。すなわち、協定書案が特別区の事務分担とした2800を超える法令事務(大都市特例等)は、法令改正により特別区の事務分担とすることがなければ特別区の事務分担とはならない。協議会は要すれば国に法令改正を求める立場にある。

第2に、協定書案は法令改正を国に求める代わりに、地方自治法による「条例による事務処理特例制度(252条17の2)」を活用することとしている。しかしその運用にあたっては、府知事と特別区区長との協議と財源措置が必要であるが、当事者である特別区長は存在せず、法定協議会にその権限はないのではないかという重大な疑問である。越権・違法、特別区の自治権の重大な侵害は認められない。

第3は、協定書案がマンモス一部事務組合の設置を盛り込んでいることである。一部事務組合は、特別区同様に特別地方公共団体であり、その設置の可否は特別区自体(区長と議会)が決めることであって、協議会が設置をおしつけることは明らかに越権であり、これもまた特別区の重大な自治権無視である。

以上、特別区設置案の最も重要な事務分担について、法的根拠についての疑問点を指摘したが、協議会の見解を求めるものである。

(2020年7月2日)